大　気　関　係

届　出　の　し　お　り

**大気汚染防止法**

**水銀　編**

**令和６年４月**

大阪府環境農林水産部環境管理室

は　じ　め　に

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法等について、水銀排出施設に係る届出制度の創設や、水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者（水銀排出者）への排出基準の遵守義務付け等の所要の改正が行われ、平成30年４月１日から施行されることになりました。

　本冊子は大気汚染防止法に基づく水銀排出規制に係る届出書の作成方法を中心としてその規制内容を解説したものです。

本冊子によって事業者の皆様方が大気汚染防止法に基づく水銀排出規制についてご理解を深めていただき、水銀排出対策にご協力くださるようお願いします。

この「届出のしおり」及び届出等の様式は大阪府のHPに掲載しています。

〈大阪府／大気規制〉　<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/>

目　次

[１　大気汚染防止法の水銀等の規制等の体系図 1](#_Toc115162098)

[２　大気汚染防止法による水銀規制の概要 2](#_Toc115162099)

[（１）水銀規制に関する用語の定義（大気汚染防止法第２条） 2](#_Toc115162100)

[（２）排出規制等 2](#_Toc115162101)

[３　水銀排出施設及び排出基準（法施行規則別表第３の３） 3](#_Toc115162102)

[（１）水銀排出施設一覧 3](#_Toc115162103)

[（２）排出基準 6](#_Toc115162104)

[４　測定義務 7](#_Toc115162105)

[（１）測定方法 7](#_Toc115162106)

[（２）定期測定の頻度 7](#_Toc115162107)

[（３）定期測定の結果の記録 7](#_Toc115162108)

[（４）定期測定において排出基準を上回った場合 7](#_Toc115162109)

[（５）粒子状水銀の測定の省略 7](#_Toc115162110)

[５　届出の種類と提出時期 9](#_Toc115162111)

[６　届出書の作成要領 9](#_Toc115162112)

[（１）届出に関する相談窓口等 9](#_Toc115162113)

[（２）事前相談 9](#_Toc115162114)

[（３）届出書の返戻 10](#_Toc115162115)

[（４）届出に必要な書類 10](#_Toc115162116)

[ア　届出書及び別紙 10](#_Toc115162117)

[イ　添付書類等 10](#_Toc115162118)

[（５）届出書類の綴じ方 10](#_Toc115162119)

[（６）届出書の記載方法 11](#_Toc115162120)

[ア　届出書（表紙）　記載例 11](#_Toc115162121)

[イ　届出書（表紙）　記載上の注意事項 12](#_Toc115162122)

[ウ　届出書（別紙１）　記載例 14](#_Toc115162123)

[エ　届出書（別紙１）　記載上の注意事項 15](#_Toc115162124)

[オ　届出書（別紙２）　記載例 16](#_Toc115162125)

[カ　届出書（別紙２）　記載上の注意事項 17](#_Toc115162126)

[キ　届出書（別紙３）　記載例 20](#_Toc115162127)

[ク　届出書（別紙３）　記載上の注意事項 21](#_Toc115162128)

[（７）添付書類等 23](#_Toc115162129)

[ア　変更概要説明書　記載例 23](#_Toc115162130)

[イ　変更届出説明書　記載上の注意事項 24](#_Toc115162131)

[ウ　期間短縮願　記載例 25](#_Toc115162132)

[７　要排出抑制施設の設置者の自主的取り組み 26](#_Toc115162133)

# **１　大気汚染防止法の水銀等の規制等の体系図**

罰則

（34Ⅰ）

設置届 ・ 変更届

(18の28Ⅰ) (18の30Ⅰ)

届出義務

罰則

（33）

計画変更命令等

(18の31)

水銀等

（2 XIII）

水銀排出施設

（2 XIV）

罰則

（35Ⅱ）

期間短縮

(18の36Ⅰ)

実施の制限

(18の32)

使用届

（18の29Ⅰ）

罰則

（35Ⅰ）

罰則

（37）

氏名等変更届・使用廃止届・承継届

（18の36Ⅱ）

改善勧告・改善命令

（18の34）

排出基準の

遵守義務

(18の33)

罰則

（35Ⅲ）

罰則

（33）

測定義務

(18の35)

排出基準

(18の27)

要排出抑制施設

（18の37）

自主的取組

（18の37）

1. この図は大気汚染防止法に定める各種規定のうち、「水銀等の排出の規制」に関するものについて体系化したものです。同法ではこの他に「ばい煙の排出の規制」「粉じんに関する規制」等についての規定があります。
2. 図中の（　　　）は条項です。例えば、（2Ⅰ）は法第2条第1項を意味します。

# ２　大気汚染防止法による水銀規制の概要

## （１）水銀規制に関する用語の定義（大気汚染防止法第２条）

・水銀等　　　：水銀及びその化合物

・水銀排出施設：工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるもの（P.3～表参照）

・排出口　　　：水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部

## （２）排出規制等

〇 水銀排出施設の設置等について、知事又は市町村長（※）への届出の義務

・既設施設は使用届を平成30年４月1日から30日以内

・設置・変更届は工事着手予定日の61日前までに

・氏名等変更、廃止、承継についての届出を、その日から30日以内

〇 排出口からの排出基準の遵守の義務

〇 排出ガスの測定・記録の義務

・排出基準を上回った場合、再測定の実施義務

〇 測定結果を３年間保存する義務

〇 大気汚染防止法による水銀規制の詳細は下記URLを参照

〈環境省／水銀大気排出対策〉

<https://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html>

# ３　水銀排出施設及び排出基準（法施行規則別表第３の３）

## （１）水銀排出施設一覧

| 項番号(\*1) | 用途 | 施設種類 | 規模(\*2) |
| --- | --- | --- | --- |
| 一 | すべて | ボイラー（小型石炭混焼ボイラー） | 燃焼能力50L/h以上※石炭を燃焼させるものであって燃焼能力100,000L/h未満のものに限る。（石炭専焼ボイラーを除く） |
| 二 | すべて | ボイラー（石炭専焼ボイラー） | 燃焼能力50L/h以上※専ら石炭を燃焼させるものに限る。 |
| ボイラー（大型石炭混焼ボイラー） | 燃焼能力50L/h以上※石炭を燃焼させるものであって燃焼能力100,000L/h以上のものに限る。（石炭専焼ボイラーを除く） |
| 三 | 銅又は金の一次精錬(\*3) | ①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の三項③に掲げるものを除く。） | 原料の処理能力1 t/h以上 |
| ②金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の三項③に掲げるものを除く。） | 火格子面積1ｍ2以上羽口面断面積0.5ｍ2以上燃焼能力50L/h以上変圧器の定格容量200kVA以上 |
| ③銅の精錬の用に供する焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 | 原料の処理能力0.5 t/h以上火格子面積0.5ｍ2以上羽口面断面積0.2ｍ2以上燃焼能力20L/h以上 |
|  |  |  |  |
| 四 | 鉛又は亜鉛の一次精錬(\*3) | ①金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、及び平炉（この表の四項③に掲げるものを除く。） | 原料の処理能力1 t/h以上 |
| ②金属の精錬（鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の四項③に掲げるものを除く。） | 火格子面積1ｍ2以上羽口面断面積0.5ｍ2以上燃焼能力50L/h以上変圧器の定格容量200kVA以上 |
| ③鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。）及び乾燥炉 | 原料の処理能力0.5 t/h以上火格子面積0.5ｍ2以上羽口面断面積0.2ｍ2以上燃焼能力20L/h以上 |
| 五 | 銅、鉛又は亜鉛の二次精錬(\*3) | ①金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の五項③及び五項⑤に掲げるものを除く。） | 原料の処理能力1 t/h以上 |
| ②金属の精錬（銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の五項③、五項④及び五項⑤に掲げるものを除く。） | 火格子面積1ｍ2以上羽口面断面積0.5ｍ2以上燃焼能力50L/h以上変圧器の定格容量200kVA以上 |
| ③銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）及び乾燥炉（この表の五項⑤に掲げるものを除く。） | 原料の処理能力0.5 t/h以上火格子面積0.5ｍ2以上羽口面断面積0.2ｍ2以上燃焼能力20L/h以上 |
| 鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。） | ④溶解炉 | 燃焼能力10L/h以上変圧器の定格容量40kVA以上 |
| 亜鉛の回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。） | ⑤焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 | 原料の処理能力0.5 t/h以上 |
| 六 | 金の二次精錬(\*3) | ①金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、焼炉、溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（この表の六項②に掲げるものを除く。） | 原料の処理能力1 t/h以上 |
| ②金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。） | 火格子面積1ｍ2以上羽口面断面積0.5ｍ2以上燃焼能力50L/h以上変圧器の定格容量200kVA以上 |
| 七 | セメントの製造 | 焼成炉 | 火格子面積1ｍ2以上燃焼能力50L/h以上変圧器の定格容量200kVA以上 |
| 八 | すべて | 廃棄物焼却炉 | 火格子面積2ｍ2以上焼却能力200kg/h以上 |
| ごみ処理施設（焼却施設に限る。） |
| 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設 |
| 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設(\*4) |
| 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設 |
| 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設 |
| 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設 |
| 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 |
| その他の産業廃棄物の焼却施設 |
| 九 | 水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源からの水銀の回収 | 水銀回収施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。） | すべて |

\*1　改正大気汚染防止法施行規則別表第３の３、附則別表第１の項番号。

\*2　複数の規模要件が掲げられている場合には、いずれかの規模要件を満たす施設が水銀排出施設に該当する。

\*3　「一次精錬」とは硫化鉱の重量の割合が50％以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が50％以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。また、「二次精錬」とは一次精錬以外のものをいう。

\*4　専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第７条第５号に規定する廃油の焼却炉の許可のみを有し、かつその廃油が原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。

## （２）排出基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水銀排出施設の項番号 \*1 | 排出基準（μg/m3）\*2 | On \*5 |
| 新規施設 \*3 | 既存施設 \*4 |
| 一 | １０ | １５ | ６（Os） |
| 二 | ８ | １０ | ６（Os） |
| 三 | １５ | ３０ | Os |
| 四 | ３０ | ５０ | Os |
| 五 | １００ | ４００ | Os |
| 六 | ３０ | ５０ | Os |
| 七 | ５０ | ８０ | １０(Os) |
| 八 | ３０ | ５０ | １２(Os) |
| 九 | ５０ | １００ | １２(Os) |

\*1　改正大気汚染防止法施行規則別表第3の3、附則別表第1の項番号。

\*2　水銀等の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする

\*3　新規施設とは、既存施設以外の水銀排出施設をいう。

\*4　既存施設とは、改正法の施行の日において現に設置されている水銀排出施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいう。

（注意）改正法の施行の日以降に水銀排出施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設のバーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50％以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）したものには、新規施設の排出基準が適用される。

\*5　標準酸素濃度補正方式による補正

水銀等の量は以下の式により算出された値とする。

Ｃ＝Ｃｓ・（２１－Ｏｎ）／（２１－Ｏｓ）

ここで

Ｃ　：水銀等の量（単位 μg）

Ｃｓ：環境大臣が定める方法（平成28年9月26日環境省告示第94号）により測定された水銀濃度を、温度が0度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1㎥中の量に換算したもの（単位　μg）

Ｏｎ：各項の施設について掲げる値（標準酸素濃度）

なお、表中のかっこ内は、熱源として電気を使用する場合に適用する。

Ｏｓ：排出ガス中の酸素濃度（当該濃度が20％を超える場合は20％とする。）（単位　％）

# ４　測定義務

水銀排出者は、水銀排出施設に係る排出ガス中の水銀濃度を測定し、その結果を記録し、３年間保存しなければなりません。（法第18条の35）。

## （１）測定方法

　測定方法は、「排出ガス中の水銀測定法（平成28年９月26日環境省告示94号）」のとおりです。ガス状水銀及び粒子状水銀を測定し、その濃度の合計により排出基準への適合を判断します。

## （２）定期測定の頻度

|  |  |
| --- | --- |
| 水銀排出施設 | 定期測定の頻度 |
| 1. 排出ガス量が４万m3/時以上の施設（③、④を除く）
 | ４ヶ月を超えない作業期間ごとに１回以上 |
| 1. 排出ガス量が４万m3/時未満の施設（③、④を除く）
 | ６ヶ月を超えない作業期間ごとに１回以上 |
| 1. 専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉
 | 年１回以上 |
| 1. 専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉
 | 年１回以上 |

## （３）定期測定の結果の記録

　　定期測定の結果は、様式第７の２「水銀濃度測定記録表」（※）に記録し、３年間の保存が必要です。

　・交付を受けた計量法第110条の２の証明書は、記録として取り扱うことができます。

　・再測定を実施した場合は、最大及び最小の値を含む全ての値の記録・保存が必要です。

## （４）定期測定において排出基準を上回った場合

定期測定の結果が、排出基準を超えた場合は再測定を行う必要があります。水銀排出施設の稼働条件を一定に保ったうえで、速やかに３回以上の再測定（試料採取を含む）を実施し、初回の測定結果を含めた４回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除くすべての測定結果の平均値により評価します。

初回の測定結果が排出基準の値の1.5倍を超過していた場合は、初回測定結果が得られた後から30日以内に、それ以外の場合は60日以内に実施し結果を得なくてはなりません。

なお、排出基準の適用が猶予される場合、その期間内においては、定期測定において排出基準を上回ったとしても再測定を行う必要はありません。



## （５）粒子状水銀の測定の省略

連続する３年の間継続して、一定の条件を満たすことが確認できた場合は、粒子状水銀の測定を省略し、ガス状水銀の濃度を全水銀とみなすことができます。この場合であっても、３年に１度は粒子状水銀の測定は必要です。

（※）水銀濃度測定記録表の様式

様式第７の２

水銀濃度測定記録表

　水銀排出施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定者の氏名

測定箇所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 測定単位 | 測定値 | 測定年月日及び時刻（開始時刻～終了時刻） | 備考 |
| 全水銀 | (µg/㎥) |  |  |  |
| ガス状水銀 | Cs | (µg/㎥) |  |  |  |
| C | (µg/㎥) |  |  |  |
| 酸素濃度 | (%) |  |  |  |
| 粒子状水銀 | Cs | (µg/㎥) |  |  |  |
| C | (µg/㎥) |  |  |  |
| 酸素濃度 | (%) |  |  |  |

　備考　１　全水銀並びにガス状水銀及び粒子状水銀のCs及びCについては、温度が零度であつて圧力が１気圧

の状態における排出ガス１立方メートル中の量に換算したものとする。

２　Csの欄には別表第3の3に掲げるCsとして表示された数値を、Cの欄には別表第3の3の備考に掲げる式

により算出された数値を記載すること。

　　　　３　ガス状水銀とは排ガス中に気体として存在する水銀及びその化合物の総称であり、粒子状水銀とは排ガス中のダストに含まれる水銀及びその化合物の総称である。ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定し、合計した値を全水銀の欄に記載すること。

　　　　４　酸素濃度の欄には、測定を行った時の排出ガスの酸素の濃度を記載すること。

　　　　５　ガス状水銀及び粒子状水銀の試料採取は、可能な限り同じ開始時間とすること。

# ５　届出の種類と提出時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出が必要な場合 | 届出の種類 | 届出時期 |
| 水銀排出施設を設置しようとする場合 | 設置届 | 工事着手予定日の61日以上前 |
| 法改正等により新たに水銀排出施設となった場合 | 使用届 | 水銀排出施設となった日から30日以内 |
| 水銀排出施設の構造、使用の方法、処理等の方法を変更しようとする場合 | 変更届 | 変更工事着手予定日の61日以上前 |
| 次の事項を変更した場合

|  |  |
| --- | --- |
| 個人 | ①届出者の氏名・住所 |
| ②工場・事業場の名称・所在地 |
| 法人 | ①法人の名称・本社所在地 |
| ②代表者の氏名 |
| ③工場・事業場の名称・所在地 |

 | 氏名等変更届 | 変更日から30日以内 |
| 水銀排出施設を廃止した場合 | 廃止届 | 廃止日から30日以内 |
| 水銀排出施設を譲渡、合併、相続等により承継した場合 | 承継届 | 承継日から30日以内 |

# ６　届出書の作成要領

## （１）届出に関する相談窓口等

本届出は、水銀排出施設を設置する工場・事業場の所在地により相談窓口、届出書に記載するあて名、提出部数及び提出先が異なります。

届出の提出先は、工場・事業場の所在地の市町村環境担当部署です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工場・事業場の所在地 | 相談窓口 | 届出書のあて名 | 提出部数 |
| 島本町、摂津市、交野市、四條畷市、門真市、守口市、大東市、柏原市、藤井寺市、羽曳野市、高石市 | 大阪府 環境管理室 事業所指導課大気指導グループTEL：06-6941-0351（代） | 大阪府知事 | ３部（正本１部、写し２部） |
| 和泉市、熊取町、田尻町、泉南市、岬町 | 大阪府 泉州農と緑の総合事務所環境指導課TEL：072-439-3601（代） | 大阪府泉州農と緑の総合事務所長 | ３部（正本１部、写し２部） |

その他の市町村については、各市町村の環境担当部署にお問い合わせください。

市町村環境担当部署は下記URLをご参照ください。

〈大阪府／届出の相談・提出先等〉　<https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/taiki/soudannsaki.html>

## （２）事前相談

大阪府及び市町村では、届出書の作成や提出、届出の受理、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう届出書提出前の事前相談を行っています。

例えば、届出書に不備があると受理できないため、工事の着工が遅れることや、計画していた施設が規制基準に適合していないと計画変更命令を受けることがあります。これを防ぐためにも、大阪府又は工場・事業場の所在地の市町村まで事前に相談いただきますようお願いします。

## （３）届出書の返戻

届出書が受理された後、提出された写しのうち１部が返戻されますので、書類は、必ず大切に保管してください。

## （４）届出に必要な書類

届出には、アの届出書、別紙、イの工場・事業場における届出施設等の状況等を示す書類、図面等の添付書類が必要です。

### ア　届出書及び別紙

|  |
| --- |
| 必要な書類 |
| 水銀排出施設設置（使用、変更）届出書 |
| 別紙１　「水銀排出施設の構造」 |
| 別紙２　「水銀排出施設の使用の方法」 |
| 別紙３　「水銀等の処理の方法」 |

### イ　添付書類等

(ア)　届出に必要な書類図面等

|  |  |
| --- | --- |
| 必要な書類 | 備　　　考 |
| 水銀排出施設及び水銀等の処理を行う施設の設置場所を明記した図面（工場・事業場内の平面図） |  |
| 水銀排出施設の構造概要図（主要寸法を記入したもの） |  |
| 水銀等の処理を行う施設（排出口、フード、ダクト等を含む。）の構造概要図（主要寸法及び測定箇所を記入したもの） |  |
| 水銀等の処理を行う施設の処理効率に係る設計上の基本事項に関する書類 | 処理施設がある場合のみ |
| 水銀等の排出の抑制のために採っている方法に関する書類 | 必要に応じ添付すること |
| 変更概要説明書 | 変更届の場合 |
| その他特に必要があると認めた書類（例：規制基準の遵守状況が確認できる書類　他） | 必要に応じ添付すること |

(イ)　その他必要により添付する書類

|  |  |
| --- | --- |
| 期間短縮願 | 期間短縮を願い出る場合 |
| 委任状 | 代表者以外が届出をする場合 |

## （５）届出書類の綴じ方

別紙１

　届出書

添付書類

別紙３

別紙２

## （６）届出書の記載方法

### ア　届出書（表紙）　記載例

水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

　　年　　月　　日

大　阪　府　知　事　様

届出者

住　所　**大阪市中央区○○町○○番地**

　　　　**○○産業株式会社**

氏　名　**代表取締役　青空　守**

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名）

　大気汚染防止法第18条の28第1項（第18条の29第1項、第18条の30第1項）の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふ　　　り　　　が　　　な工場又は事業場の名称 | **まるまるさんぎょう****○○産業株式会社****大阪工場**（電話番号　**△△△△―□□□□**） | ※整理番号 |  |
| ※受理年月日 |  |
| ※施設番号 |  |
| 工場又は事業場の所在地 | （郵便番号　**△△△―□□□□**）**○○市○○町○○番○○号** |
| ※審査結果 |  |
| ※備考（受付印等） | （大阪府） |
| 水銀排出施設の種類 | **８項　廃棄物焼却炉　１基** |
| 水銀排出施設の構造 | 別紙1のとおり | （市町村） |
| 水銀排出施設の使用の方法 | 別紙２のとおり |
| 水銀等の処理の方法 | 別紙３のとおり |
| 添付書類　１．水銀排出施設及び水銀等の処理等を行う施設の設置場所を明記した図面(工場又は事業場の平面図)２．変更概要説明書（変更届の場合に限る） |
|  |
| 参　　　考　　　事　　　項 |
| 工場又は事業場の事業内容 |  | 届け出すべき者が常時使用する従業員数 |  |
| 工場又は事業場の規模 |  | 資本金 |  |
| 当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号） | 総務部労働環境課○○－○○○○－○○○○（ダイヤルイン） |

備考　１　水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第３の３に掲げる項番号及び名称を記載すること。

２　※印の欄には、記載しないこと。

３　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

### イ　届出書（表紙）　記載上の注意事項

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 表題等 | （１）表題表題の該当しない項目を抹消すること＜例＞

|  |  |
| --- | --- |
| 設置届 | 設置（使用、変更）届出書 |
| 変更届 | 設置（使用、変更）届出書 |
| 使用届 | 設置（使用、変更）届出書 |

（２）適用条文適用条文の該当しない項目を抹消すること＜例＞

|  |  |
| --- | --- |
| 設置届 | 大気汚染防止法第18条の28第１項（第18条の29第１項、第18条の30第１項） |
| 変更届 | 大気汚染防止法第18条の28第１項（第18条の29第１項、第18条の30第１項） |
| 使用届 | 大気汚染防止法第18条の28第１項（第18条の29第１項、第18条の30第１項） |

 |
| 届出者 |

|  |  |
| --- | --- |
| 法人 | 名称、本社所在地及び代表者（代表権を有するもの）の職氏名を記載すること。 |
| 個人 | 事業主の住所及び氏名を記載すること。 |
| 非法人団体 | 町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所及び氏名を記載すること。 |

＜注＞・代表者でないものが届出をする場合、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証する委任状（１通）を添付すること。 |
| 工場又は事業場の名称 | 名称にはふりがなをつけること。個人の場合には屋号を記載すること。電話番号を記載すること。届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。 |
| 工場又は事業場の所在地 | 郵便番号を記載すること。届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（△△地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で報告書を提出すること |
| 水銀排出施設の種類 | 水銀排出施設が該当する法施行規則別表第３の３の項番号と施設種類及び基数を記入すること。＜注＞* 法施行規則別表第３の３において２以上の施設に当てはまる施設は、事業の主たる目的とする。

＜例＞非鉄金属の二次精錬が主たる目的であるが廃棄物も受け入れている施設の場合、「廃棄物処理施設（８項）」ではなく、「非鉄金属製造施設（５項又は６項）」に該当する。* 主たる目的の事業が水銀排出施設の項目に該当しない場合でも、主たる目的以外の事業が水銀排出施設の項目に該当する場合は、当該事業に該当する項目とする。この場合、ばい煙発生施設の届出と種類が異なっていても差し支えない。

＜例＞鉄鋼の製造が主たる目的であるが、廃棄物処理法第15条の産業廃棄物処理施設である場合、法施行令別表第１の12の項「製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉」は、水銀排出施設の主たる目的に合致した項目が存在しないが、この場合は、主たる目的以外の事業である「廃棄物処理施設（８項）」に該当する。 |
| 水銀排出施設の構造 | 詳細について別紙１に記載し、添付すること。 |
| 水銀排出施設の使用の方法 | 詳細について別紙２に記載し、添付すること。 |
| 水銀等の処理の方法 | 詳細について別紙３に記載し、添付すること。 |
| 工場又は事業場の事業内容 | 総務省「日本標準産業分類」の例による業種を記載すること。<https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html> |
| 届け出すべき者が常時使用する従業員数 | 届出する事業者が常時使用する従業員の数（本社事務部門の従業員を含み、アルバイト、パートを除く）を記載すること。 |
| 工場又は事業場の規模 | 製品の生産量等の工場、事業場の規模を表す指標を記載すること。サービス業等の適当な指標がない業種については、必ずしも記載しなくてもよい。 |
| 資本金 | 法人のみ記載すること。 |
| 当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号） | この届出についての連絡先（担当する部・課名等）を記載すること。 また、その連絡先の電話番号（直通、内線の別）を記載すること。 ＜例＞　総務部労働環境課　○○○○－○○－○○○○（ダイヤルイン） |

### ウ　届出書（別紙１）　記載例

別紙１

水銀排出施設の構造

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工場又は事業場における施設番号 | 1号　廃棄物焼却炉 |  |
| 名称及び型式 | 焼却炉　ABC型 |  |
| 設置年月日 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 着手予定年月日 | ○年　　○月　　○日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用開始予定年月日 | ○年　　○月　　○日 | 年　　　月　　　日 |
| 規模 | 燃料の燃焼能力（重油換算　L/h） |  |  |
| 原料の処理能力（t/h） |  |  |
| 火格子面積又は羽口面断面積（ｍ２） | 15m2 |  |
| 変圧器の定格容量（kVA） |  |  |
| 焼却能力（kg/h） | 3,000kg/h |  |

備考　１　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

２　規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表３の３の中欄に規定する項目について記載すること。

３　水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格Ａ４の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

### エ　届出書（別紙１）　記載上の注意事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 工場又は事業場における施設番号 | 工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号（記号）又は呼称を与えて記載する。（番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなど分かりやすいように記載すること。） |
| ２ | 名称及び型式 | 名称（法施行規則別表第３の３に掲げる名称）、製造会社名、型式を記載すること。 |
| ３ | 設置年月日 | 使用及び変更の届出に際して、当該届出施設等の設置年月日を記載すること。 |
| ４ | 着手予定年月日 | 設置及び変更の届出に際して、当該届出に係る関係工事（基礎工事を含む。）に着手する予定年月日を記載すること。市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く） |
| ５ | 使用開始予定年月日 | 設置及び変更の届出に際して、当該届出施設等の本運転（実稼働）開始の予定年月日を記載すること。 |
| ６ | 規模 | 法施行規則別表第３の３の中欄に規定する項目を記入する。＜例＞・セメントの製造の用に供する焼成炉の場合は、火格子面積、バーナーの燃焼能力、変圧器の定格容量のいずれかを記載すること。・石炭燃焼ボイラーの場合は、燃料の燃焼能力を必ず記載すること。 |

### オ　届出書（別紙２）　記載例

別紙２

水銀排出施設の使用の方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工場又は事業場における施設番号 | 1号　廃棄物焼却炉 |  |
| 使用状況 | １日の使用時間及び月使用日数等 | ０時～　　　　２４時時間／回　　　回／日　24　日／月 | 時～　　　　　　時時間／回　　　回／日　　　日／月 |
| 季節変動 | なし |  |
| 原材料（水銀等の排出に影響のあるものに限る。） | 種類 | 廃プラ、木くず |  |
| 使用割合 | 廃プラ：木くず＝　１：３ |  |
| 原材料中の水銀等含有割合 | 廃プラ：0.2mg/kg木くず：0.3mg/kg |  |
| １日の使用量 | 72　t/d |  |
| 燃料（水銀等の排出に影響のあるものに限る。） | 種類 | 　　　　　　　　　　 (比重　　　　） | （比重　　　　　）　　 |
| 燃料中の水銀等の含有割合 |  |  |
| 通常の使用量 |  |  |
| 混焼割合 |  |  |
| 排出ガス量（m3/h） | 湿り | 最大　24,000 | 通常　20,000 | 最大 | 通常 |
| 乾き | 最大　18,000 | 通常　15,000 | 最大 | 通常 |
| 排出ガス中の酸素濃度（%） | 11.5　% |  |
| 水銀濃度（μg/m３） | 全水銀 | 0.34　μg/m3　（Ｏ２＝12%） | 　　　　　　　　（Ｏ２＝　%） |
| ガス状水銀 | 0.30　μg/m3（Ｏ２＝12%） | 　　　　　　　　（Ｏ２＝　%） |
| 粒子状水銀 | 0.04　μg/m3（Ｏ２＝12%） | 　　　　　　　　（Ｏ２＝　%） |

|  |  |
| --- | --- |
| 水銀等の発生及び処理等に係る操業の系統の概要（作業工程） | **ごみピット****煙突****触媒反応塔****電気集じん器****冷却塔****焼却炉** |
| 参考事項 |  |

備考　１　全水銀並びにガス状水銀及び粒子状水銀のCs及びCについては、温度が零度であつて圧力が１気圧

の状態における排出ガス１立方メートル中の量に換算したものとする。

２　水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。

　　　３　水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。

### カ　届出書（別紙２）　記載上の注意事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 工場又は事業場における施設番号 | 別紙１の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。 |
| ２ | 使用状況 | １日の使用時間及び月間使用日数等 | 当該届出施設等を最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。 |
| 季節変動 | 使用状況に季節変動のある場合のみ、その状況を記載すること。＜例＞　・4月～10月末日までは、休止・6～9月までは、60％減少 |
| ３ | 原材料 | 種類 | 当該届出施設等において使用する原料・原材料のうち水銀等の排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。 |
| 使用割合 | 種類別にその割合を重量比で記載すること。 |
| 原材料中の水銀等含有割合 | 事業者が把握した原料中の水銀含有量の代表値や平均値、又は幅値を記入する。なお、感染性廃棄物等で事業者において測定が不可能な場合は空欄でも可とする。 |
| １日の使用量 | 当該届出施設等が最大能力で稼働する場合の使用量を種類別に記載すること。 |
| ４ | 燃料 | 種類 | 当該届出施設等において使用する燃料のうち水銀等の排出に影響を及ぼすもののみ具体的に記載すること。 |
| 燃料中の水銀等の含有割合 | 事業者が把握した燃料中の水銀含有量の代表値や平均値、又は幅値を記入する。 |
| 通常の使用量 | 当該届出施設等の最も多く使用する期間（月）における平均使用量を記載する。また、必ず単位（L/h、m3/h、kWh)を記載すること。（標準状態（温度0℃、圧力1気圧）とする。） |
| 混焼割合 | 異種燃料との混焼の場合のみ、種類別燃料使用量の割合を重油換算後の容量比で記載すること。（標準状態（温度0℃、圧力1気圧）とする。）＜例＞Ａ重油60L/h、都市ガス（13A)50m3/hを混焼する場合都市ガス(13A)重油換算は、50×1.14=57L/h

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A重油の割合　　 ： | 60 | ×100=51.3% |
| 60+57 |
| 都市ガス13Aの割合 ： | 57 | ×100=48.7% |
| 60+57 |

混焼割合A重油：51.3%：都市ガス（13A）：48.7% |
| ５ | 排出ガス量 | 1　排出ガス量は、標準状態（温度0℃、圧力1気圧）に換算して記載すること。2　燃料の燃焼に伴う排出ガス量は、原則として燃焼計算により算出すること。ただし、次のような場合は、排風機（ブロアー）能力により算出すること。(a)電気炉等施設から排出ガス量の認定が困難な場合(b)排出ガス処理を行っており、実際の排出ガス量が燃焼計算による排出ガス量と相違する場合＜燃焼計算＞

|  |
| --- |
| G'＝｛Go'＋Ao(m－1）｝W |
| G＝｛Go＋Ao(m－1）｝W |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| G' | 乾き排出ガス量（m3/h） |  |
| Go' | 燃料1L（1m3）当たりの理論乾き排出ガス量（m3/L）（m3/m3） |  |
| G | 湿り排出ガス量（m3/h） |  |
| Go | 燃料1L（1m3）当たりの理論湿り排出ガス量（m3/L）（m3/m3） |  |
| Ao | 燃料ごとの理論空気量（m3/L）（m3/m3） |  |
| m | 空気比＝ | 21 |  |
| 21－O2（残存酸素濃度の値。単位%） |  |
| W | 単位時間当たりの燃料使用量（L/h）（m3/h） |  |

注：Go'、Go、Aoとして下表の値を使用してもよい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 燃料の量 | Go' | Go | Ao |
| A重油 | 1L | 8.6 | 9.7 | 9.2 |
| B重油 | 1L | 8.9 | 10.0 | 9.4 |
| C重油 | 1L | 9.0 | 10.1 | 9.6 |
| 灯油 | 1L | 8.4 | 9.6 | 9.0 |
| 都市ガス１３A | 1m3 | 9.6 | 11.8 | 10.7 |
| LPG（プロパン） | 1m3 | 21.8 | 25.8 | 23.8 |
| LPG（ブタン） | 1m3 | 28.5 | 33.5 | 31.0 |

 |
| ６ | 排ガス中の酸素濃度 | 乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値、測定値等）を記載すること。＜注＞測定値による場合は、オルザット分析計を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析計を用いて測定すること。 |
| ７ | 水銀濃度 | 排出する水銀の排出ガス中濃度を記載すること。水銀等の処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。なお、標準酸素濃度（法施行規則別表第3の3備考のOn）に換算した値を記載することとし、標準酸素濃度も併せて記載すること。排出ガスの測定実績がない場合は、既存、新規に係らず、設置（使用）の届出の時点では空欄でも可とする。この場合は、施行後の定期測定の結果を踏まえて、変更届を提出する。 |
| ８ | 作業工程 | 当該届出施設等を作業全体の中でどのように使用するかがわかるように作業の手順（工程）を記載すること。 |
| ９ | 参考事項 | 水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の発生抑制のために採っている方法等を記載する。 |

### キ　届出書（別紙３）　記載例

別紙３

水銀等の処理の方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号 | 処理施設１ |  |
| 処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号 | 1号　廃棄物焼却炉 |  |
| 水銀等の処理施設の種類、名称及び型式 | ろ過式集じん機　DEF型 |  |
| 設置年月日 | 年　　　月　　　日 | 年　　　月　　　日 |
| 着手予定年月日 | ○年　　○月　　○日 | 年　　　月　　　日 |
| 使用開始予定年月日 | ○年　　○月　　○日 | 年　　　月　　　日 |
| 処　　　　理　　　　能　　　　力 | 排出ガス量（m３/ｈ） | 湿り | 最大　24,000　　　通常　20,000 | 最大　　　　　　　　通常 |
| 乾き | 最大　18,000　　　通常　15,000 | 最大　　　　　　　　通常 |
| 排出ガス温度（℃） | 処理前 | 160 |  |
| 処理後 | 145 |  |
| 排出ガス中の酸素濃度（%） | 11.5 |  |
| 水銀濃度(μg/m３) | 全水銀 | 処理前 | 3.8　μg/m3（Ｏ２＝12%） | 　　　　　　　（Ｏ２＝　%） |
| 処理後 | 0.34　μg/m3（Ｏ２＝12%） | 　　　　　　　（Ｏ２＝　%） |
| ガス状水銀 | 処理前 | 3.0　μg/m3（Ｏ２＝12%） | 　　　　　　　（Ｏ２＝　%） |
| 処理後 | 0.30　μg/m3（Ｏ２＝12%） | 　　　　　　　（Ｏ２＝　%） |
| 粒子状水銀 | 処理前 | 0.80　μg/m3（Ｏ２＝12%） | 　　　　　　　（Ｏ２＝　%） |
| 処理後 | 0.04　μg/m3（Ｏ２＝12%） | 　　　　　　　（Ｏ２＝　%） |
| 捕集効率（%） | 全水銀 | 91% |  |
| ガス状水銀 | 90% |  |
| 粒子状水銀 | 95% |  |
| 使用状況 | １日の使用時間及び月使用日数等 | ０時～　２４時時間／回、　回／日、24日／月 | 　　時～　　時時間／回、　回／日、　日／月 |
| 季節変動 | なし |  |

備考　１　水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設（集じん機等）について、記載すること。

　　　２　設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

３　全水銀並びにガス状水銀及び粒子状水銀のCs及びCについては、温度が零度であつて圧力が１気圧の状態における排出ガス１立方メートル中の量に換算したものとする。

　　　４　水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

　　　５　水銀等の処理施設（煙突、フード、ダクトを含む。）の構造図並びにその主要寸法及び測定箇所を記入した概要図を添付すること。

### ク　届出書（別紙３）　記載上の注意事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 水銀等の処理施設の工場又は事業場における施設番号 | 工場又は事業場における当該処理施設等（煙突等を含む）の固有番号（記号）を記載すること。 |
| ２ | 処理に係る水銀排出施設施設の工場又は事業場における施設番号 | 別紙１及び別紙２の同欄と同じ番号（記号）を記載すること。ただし、他に当該処理施設等を共用する施設等がある場合には、その施設番号も併せて記載すること。 |
| ３ | 水銀等処理施設（水銀等の処理等を行う施設）の種類、名称及び型式 | 水銀等の大気排出抑制に効果があると考えられる電気集じん機やスクラバーといった排出ガス処理施設の種類、名称及び型式を記入する。＜例＞　○○社製スクラバー |
| ４ | 設置年月日 | 当該届出施設等の設置年月日を記載すること。（既存の処理施設等の場合のみ記載すること） |
| ５ | 着手予定年月日 | 当該処理施設等の関係工事（基礎工事を含む）に着手する予定年月日を記載すること。市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く）（既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない） |
| ６ | 使用開始予定年月日 | 当該処理施設等の使用開始予定年月日を記載すること。（既存の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はない） |
| ７ | 処理能力 | 排出ガス量 | 当該処理施設等で処理する排出ガス量を標準状態（0℃、1気圧）に換算した値（設計値等で、複数の施設を集合して処理している場合は、その集合値（合計値）をいう。以下別紙3において同じ）を記載すること。排出ガス量の計算方法は、別紙2の記載例を参考にすること。 |
| 排出ガス温度 | 処理前については、当該処理施設等の入口の平均温度、処理後については、出口の平均温度を記載すること。 |
| 排出ガス中の酸素濃度 | 乾き排出ガス中の酸素濃度（設計値、測定値等）を記載すること。＜注＞測定値による場合は、オルザット分析計を用いる吸収法又は、これと同等の測定値が得られる酸素濃度分析計を用いて測定すること。 |
| 水銀濃度 | 処理前・処理後 | 当該処理施設等で処理する水銀の乾き排出ガス中濃度（処理前：入口、処理後：出口）を記載すること。なお、標準酸素濃度（法施行規則別表第３の３備考のOn）に換算した値を記載することとし、標準酸素濃度も併せて記載すること。施設の構造上の理由等により測定が不可能な場合には、空欄でも可とする。また、ガス状水銀と粒子状水銀を分けて測定していない場合は、届出の時点では得られている水銀の濃度のみの記入でも可とする。この場合は、施行後の定期測定の結果を踏まえて、変更届を提出する。重量比で記載すること。＜参考＞処理効率の算出方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 処理効率＝ | （処理前の水銀等の量－処理後の水銀等の量） | ×100 |
| 処理前の水銀等の量 |

 |
| ８ | 使用状況 | １日の使用時間及び月間使用日数 | 当該処理施設等の最も多く使用する期間（月）における平均使用状況を記載すること。 |
| 季節変動 | 使用状況に季節変動がある場合のみ、その変動状況を記載すること。 |

## （７）添付書類等

### ア　変更概要説明書　記載例

変　更　概　要　説　明　書（理　由）

次の事項を変更しますので、別添のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設番号（種類） | 当該施設を設置したときの届出年月日及び受付番号 | 主要変更事項 | 変更予定年月日 | 変更理由 |
| **1号　焼却炉****（８項　廃棄物焼却炉）** | **事指　第○○－○○○ 号****平成18年4月22日** | **処理の方法を変更（電気集じん器→ろ過式集じん器）** | **平成30年8月1日** | **老朽化のため更新する。** |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

［備考］

|  |
| --- |
| ＜変更前＞**煙突****触媒反応塔****電気集じん器****冷却塔****焼却炉****ごみピット**＜変更後＞**ろ過式集じん器****煙突****触媒反応塔****冷却塔****焼却炉****ごみピット** |

### イ　変更届出説明書　記載上の注意事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 施設番号（種類） | 過去の届出をもとに、工場又は事業場における当該水銀排出施設の固有の番号（記号）又は呼称を記入すること。種類は、法施行規則別表第３の３に係る項番号、名称を記入すること。 |
| ２ | 当該施設を設置したときの届出年月日及び受付番号 | 当該施設を設置したときの設置届表紙の「※備考（受付印等）」欄内の届出年月日（市町村受付印内に記載される年月日）及び受付番号（大阪府受付印内に記載される番号）を記入すること。 |
| ３ | 主要変更事項 | 変更しようとする事項を具体的に記入する。  |
| ４ | 変更予定年月日 | 変更に伴って工事を行う場合は、当該工事（基礎工事を含む）の着手予定日を記入すること。市町村での届出受理日から、実施制限期間である60日より後の日とすること。（ただし、期間短縮願が承認されたものを除く） |
| ５ | 変更理由 | 簡明に記入すること。 |
| ６ | 備考 | 変更前後についての概略図やフローシートを簡略に記入すること。また、その他特に記入する必要のある事項を記入すること。 |

### ウ　期間短縮願　記載例

期　 間　 短　 縮　 願

○○年○○月○○日

大 阪 府 知 事 様

住 所 大阪市中央区○○町○○番○○号

○○産業株式会社

氏 名 代表取締役 青 空 守

下記により実施の制限期間の短縮を願い出ます。

記

１ 工場又は事業場の名称

○○産業株式会社 大阪工場

２ 施設の種類及び施設番号

△△施設（Ｔ－１）

３ 適用法令

■大気汚染防止法第10 条第2 項（第17条の13第1 項、第18条の36第１項において準用する場合を含む）

□ダイオキシン類対策特別措置法第17 条第2 項

□大阪府生活環境の保全等に関する条例第29 条

４ 理由

○○○○○○○○による排出抑制を早期に実施するため

※期間短縮願は１部（正本）のみ提出してください。

# ７　要排出抑制施設の設置者の自主的取り組み

水銀排出施設以外であっても、我が国において水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当であるものとして位置づけられた「要排出抑制施設」を設置している者には、水銀排出施設に準じた排出抑制取組（自主的取組）が求められています。

要排出抑制施設の設置者は、自主管理基準の設定や、施設の新増設時における水銀等を除去する設備の設置等の排出抑制措置の実施、排出状況の測定、自主管理基準達成状況についての評価・公表等を行わなければなりません。

要排出抑制施設（法施行令第10条の２、法施行令別表第４の２）

|  |  |
| --- | --- |
| 項番号 | 施設の種類 |
| 　１ | 製銑の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） |
| 　２ | 製鋼の用に供する電気炉 |

ただし、製鋼の用に供する電気炉の中でも、廃棄物処理法第８条第１項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。）又は廃棄物処理法施行令第７条第３号、第５号、第８号、第10号、第11の２号、第12号若しくは第13の２号に掲げる施設に該当する場合は、「要排出抑制施設」ではなく「水銀排出施設」に該当します。